

令和7年4月分から

同時在園の第2子保育料が 無料になります

教育保育認定を受けて認可保育所等の施設（認可外保育施設を除く）に第1子が在籍しており、第2子の児童が認可保育所等の施設（認可外保育施設を除く）を利用する場合の保育料が、令和7年4月分から無料になります。

保育料が無料になる児童



保育料が無料にならない児童



- 第3子以降の児童にかかる保育料は、上の子の在園状況や年齢にかかわらず、生計を一にしている場合は引き続き無料です。
- 無償の対象となる費用は月額保育料のみです。副食費（給食費）はこれまでどおり有償です。認可外保育施設に在籍する児童の保育料は対象外のため、無料になりません。
- 上の子が卒園した場合は、第1子の判定となるため保育料が発生します。
- 現況届や申請書を基に第1子・第2子などの判定をしています。現況届や申請書に記入漏れがある場合や、別居している子がいる場合には別途申請が必要です。同時在園の第2子であるにもかかわらず、保育料が無料となっていない場合は、お手数ですが下記までお問合せください。